

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 アスファルトカッターの切粉  
2 シイタケの菌床の処理



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会1)

舗装道路の一部をカッターで切り撤去する場合、従来は湿式でありましたが最近は乾式でカットする場合があります。この場合、発生した切粉は産業廃棄物の品目の何に該当しますか。ちなみに性状は細かい粉状です。

(回答1)

切粉は、がれきに該当します。飛散防止のために加湿し、泥状を呈している場合は汚泥に該当します。いずれにしても、処分するにあたっては、粉状のがれきが適正処分できる業者に委託することが肝心です。また、保管上飛散防止のために加湿すれば汚泥に該当しますので、御留意ください。

(照会2)

シイタケを菌床栽培していますが、古くなった菌床を処分したいと思います。誰に処分をお願いすればいいか教えて下さい。

(回答2)

おが粉を固めて菌を植えた菌床は、菌がまわっていますが、おが粉は木を細かくしたものであり、木くずに該当します。次に、産業廃棄物に該当する木くずは、建設業や木材・木製品製造業などに業種が限定されており、キノコの栽培は産業分類上、0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）に分類され、産業廃棄物の業種には該当しませんので一般廃棄物になります。従いまして、処分については、地元市町に相談してください。

産業廃棄物に該当する木くずは、建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る。）木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、バーク類等貨物の流通のために使用したパレット等（あらゆる事業活動に伴うものが該当）が該当します。

### 廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、 manifests の運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（10月10日現在、11件契約）  
詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- manifests 等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、 manifests、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）  
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。